

ネットワーク中立性に関する研究会中間報告書(案)に対する意見書

平成31年3月18日

意見提出者

提出者名	在日米国商工会議所 (The American Chamber of Commerce in Japan)
------	---

意見提出フォーマット

第1章 はじめに	
(該当箇所)	(意見)
第2章 我が国におけるこれまでの議論及び取組	
第1節 「ネットワーク中立性に関する懇談会」(2006年～2007年)	
第2節 ネットワークの品質に関する議論	
第3章 情報通信分野をめぐる近年の環境変化	
第1節 ブロードバンドサービスの普及・高度化とモバイル通信の重要性の高まり	
第2節 インターネットトラフィックの増加	
第3節 コンテンツの高品質・大容量化と新たなサービスモデルの登場	
第4節 インターネット利用形態の多様化	
第5節 利用形態の変化と将来見通し	
第4章 諸外国におけるネット中立性に関する政策動向	
第1節 米国	
第2節 EU	
第3節 インド	
第5章 主要論点と基本的方向性	
第1節 基本的視点	
(該当箇所)	
第2節 ルールが必要な具体的事項	
第1項 帯域制御に関するルール	
第2項 優先制御に関するルール	どのトラフィックが優先制御を認められるのか明確に定義すべきである。また、透明性確保のため、およびトラフィックへの影響を十分に理解するため、優先制御の実施を慎重にモ

	ニタリングすべきである。
第3項 ゼロレーティングやスポンサー ドデータに関するルール	
第4項 ネットワークへの持続的投資を 確保するための仕組み	絶えず増加するコンテンツや多様な新サービスの登場等に 合わせてインターネットサービスの品質を維持・向上させる ためには、ネットワークインフラへの持続的投資が必要不 可欠である。総務省は、通信インフラへの民間投資を積極 的に活用すべきである。また、総務省は、地域のISPで経 済的に厳しい状況にある事業者については、経済的負担 の軽減のため、ISPIによる調達や投資の統合を許容すべき である。さらに、電波利用料やユニバーサルサービス基金 の活用も検討すべきである。
第3節 ネットワーク中立性確保のための仕組み	
(該当箇所)	
第6章 今後の取組方針	
<p>第5章第1節で述べた「インターネットの 利用に関する利用者の権利」と、「ネット ワーク中立性のルール」については、電 気通信事業者のみならず、コンテンツ・プ ラットフォーム事業者を含めた多様な関 係者によって尊重・遵守されることが重 要である。</p> <p>また、事業者、消費者、行政等の幅広い 関係主体が参加するマルチステークホ ルダープロセスでネットワーク中立性に 関する具体的ルールを「規範」として合意 し、各関係者が当該内容を尊重・遵守す る共同規制による規律として機能させる ことが有効である。</p> <p>インターネット上での持続的イノベーショ ンやグローバルかつ自由なデータ流通を 実現する上で、ネットワーク中立性の確 保は不可欠なものであるため、我が国が まとめるネットワーク中立性の在り方を OECD等の国際会議の場に提案し、コン センサス作りに努めることで国際的な制 度の整合性の確保を図ることが重要で ある。</p>	<p>在日米国商工会議所(ACCJ)は左記の考えを支持する。今 後、①～④のルールについて関係者間で議論する場合に は、多くのコンテンツ・プラットフォーム事業者を会員に有す るACCJも参加させていただきたい。</p> <p>ACCJは、ネットワーク中立性について国際的に整合した制 度が必要であるとの見解を支持する。そのためには、上述 の第2節第4項目で述べた意見(負担のあり方の検討)につ いて、慎重に検討すべきである。</p>